



2026年5月14日

各位

会社名 スターゼン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 横田 和彦
 コード番号 8043 (東証プライム)
 問合せ先 取締役 佐奈 常裕
 (TEL 03-3471-5521)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2026年6月26日開催予定の第87回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

(1) 事業目的の変更について

将来のM&Aや新規事業、グループ再編に柔軟かつ迅速に対応できるよう、定款上の事業目的の構成を整理するものであります。株主の皆様のご権利やガバナンスに直ちに影響が生じるものではありません。

(2) 中間配当制度の導入について

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、現在年1回の期末配当に加え、中間配当制度を導入するものであります。

※中間配当基準日について

毎年9月30日を予定しております。なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2026年6月26日開催予定の第87回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更後定款
第2条 (目的) <u>当社は次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社および外国の会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</u> 第1項~17項省略 【新設】	第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 第1項~17項省略 <u>18. 子会社その他の会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理すること</u>

<p>18. 前各号に関連および付帯する事業</p> <p>第46条（剰余金の配当等） 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p><u>2. 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>第47条（剰余金の配当の除斥期間） 条文省略</p>	<p>19. 前各号に関連および付帯する事業</p> <p>第46条（剰余金の配当等） 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p>第47条(剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、取締役会の決議により基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第48条（剰余金の配当の除斥期間） 条文省略</p>
---	---

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	2026年6月26日
定款変更の効力発生予定日	2026年6月26日

以 上